妙円寺団地テレビ共同受信施設の手引き

《鹿児島県住宅供給公社》

妙円寺団地テレビ共同受信施設のご利用にあたってこの冊子をよくお読みいただきますようお願い申し上げます。お読みになった後は、大切に保存しておいてください。わからないことや不具合があったときにお役に立ちます。

目　次

１．テレビ共同施設の概要　・・・・・・・・・・・・P１

２．放送チャンネル　・・・・・・・・・・・・・・・P２

３．各種手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・P２

（１）新規加入　・・・・・・・・・・・・・・・・・P２

（２）一時停止・再開　・・・・・・・・・・・・・・P３

（３）名義変更　・・・・・・・・・・・・・・・・・P３

（４）解約　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P３

４．テレビや録画機器への接続　・・・・・・・・・・P４

５．チャンネル設定　・・・・・・・・・・・・・・・P４

６．故障かな？と思ったら　・・・・・・・・・・・・P５

1．テレビ共同受信施設の概要

テレビ共同受信施設とは、送信所からの放送電波が山や丘陵によって遮られ、受信画像質が劣化している地域に対し、難視聴解消対策として設置された共同の受信施設です。

妙円寺団地テレビ共同受信施設は、妙円寺団地及び周辺地域の難視聴解消と利便を目的に鹿児島県住宅供給公社が設置・運営しております。

《施設の構成図》

※簡略図につき、実際とは異なる場合があります。

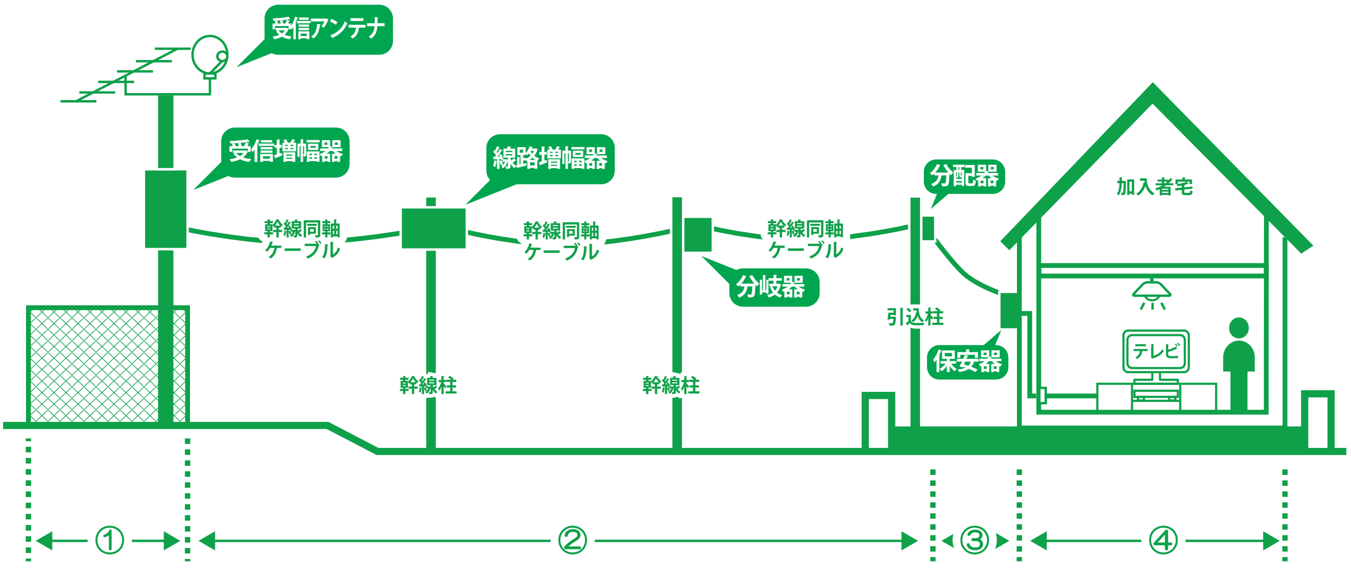

凡例

① 受信点設備・・・受信アンテナから受信用増幅器までの設備機器のことです。
② 幹 線 設 備・・・受信増幅器の出力端子から引込柱に設置されている分配器までの設備機器のことです。
③ 引込線設備・・・分配器の出力端子から保安器までの設備機器のことです。
④ 宅 内 設 備・・・保安器の出力端子からテレビ・録画機器までの設備機器のことです。

《施設の責任区分》

①受信点設備	鹿児島県住宅供給公社の責任で故障修理や点検等を実施します。
②幹 線 設 備	
③引込線設備	
④宅 内 設 備	利用者の責任で故障修理や点検等を実施していただきます。

2．放送チャンネル

放送区分	放送局	チャンネル
地上デジタル放送	南　日　本　放　送（ＭＢＣ）	C14
	鹿児島テレビ放送（ＫＴＳ）	C15
	鹿　児　島　放　送（ＫＫＢ）	C16
	鹿児島讀賣テレビ（ＫＹＴ）	C17
	ＮＨＫ（総　合）	C18
	ＮＨＫ（Ｅテ　レ）	C19

3．各種手続き

（1）新規加入

1．申込み（利用希望者→公社）

●利用に際しては、まず加入申込みを行っていただきます。
●下記の書類を準備のうえ、妙円寺団地販売事務所に提出してください。

必要書類
①加入申込書（公社に準備してあります。）
②印鑑（認め印可）
③敷地同意書（宅地内に引込柱等が建柱されている方のみ）
　※土地購入時に敷地同意書を提出された方は、必要ございません。

2．引込工事（公社指定業者）

●申込みをいただいたら、工事日をお客様と打合せにより決定させていただきます。
●工事日が決定しましたら、公社から工事業者へ連絡いたします。
●業者が下記の工事を実施します。
　①最寄りの幹線設備から引き込み
　②お客様宅の軒先又は壁面への保安器取付（取付位置は工事時に打合せで決定）
●工事が完了したら、『工事完了確認書』を業者に提出してください。

【注意事項】
申込みから工事実施までは約３週間程度いただきますので予めご了承ください。
※　公社が実施する工事は保安器取付までですので、宅内工事はお客様の方で実施していただきます。

3．使用開始

■工事が完了したら、テレビ及び録画機器の接続及びチャンネル設定を行ってください。
　※接続はＰ５、チャンネル設定はＰ６をご参照ください。
■上記が完了したら、番組をご覧になれます。

《利用料金について》
○料金は引込工事完了した月の翌月（施設使用を開始した月の翌月）から発生いたします。
○支払方法については、『毎月払い』、『６ヶ月前納』、『１２ヶ月前納』の３つの中から申込みの時に選択していただきます。
○料金の支払いは、鹿児島銀行の口座引落しとなっておりますので、鹿児島銀行の口座をお持ちでない方は申込みの時までに口座を開設してください。

《賃貸物件での加入》
○賃貸住宅等の自己所有ではない物件で当施設を利用する場合は、申込みの前に必ず所有者に承諾を得てください。

（2）一時停止・再開

1．公社へ届け出（加入者）

●『一時停止・再開届出書』を妙円寺販売事務所に提出してください。
※届出書は、公社事務所及び妙円寺販売事務所に準備してあります。

2．工事（公社指定業者）

●届出を提出いただきましたら、公社から工事業者に連絡いたします。
●再開の工事の場合は、お客様と工事業者との打合せで決定させていただきます。

【注意事項】
再開に係る工事費用は、加入者負担となりますので、予めご了承ください。

（3）名義変更

1．公社へ届け出（加入者）

●『名義変更届出書』を妙円寺販売事務所に提出してください。
●名義変更に伴い、支払口座が変更になる場合は『口座振替依頼書』も提出してください。
※『名義変更届出書』及び『口座振替依頼書』は妙円寺団地販売事務所に準備してあります。

2．名義変更（公社）

●届出を提出いただきましたら、公社で名義変更の手続きを行います。

（4）解約

1．公社へ届け出（加入者）

●『解約届』を妙円寺販売事務所に提出してください。
※届出書は、公社事務所及び妙円寺販売事務所に準備してあります。

2．設備撤去工事（公社指定業者）

●届出を提出いただきましたら、公社から工事業者に連絡いたします。
●工事日をお客様と工事業者との打合せで決定させていただきます。
※撤去工事の保留について
当該住宅が賃貸住宅として使用されていたり、売却で次の入居者が決まっているときは、撤去工事を保留することがありますので、予め公社に申出てください。

3．解約

4．テレビや録画機器への接続

接続方法

《テレビへの接続例》

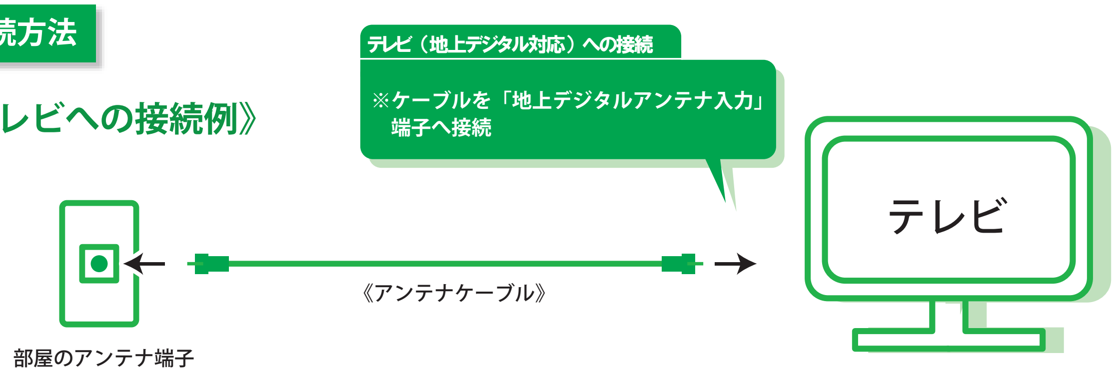

《テレビ及び録画機器への接続例》

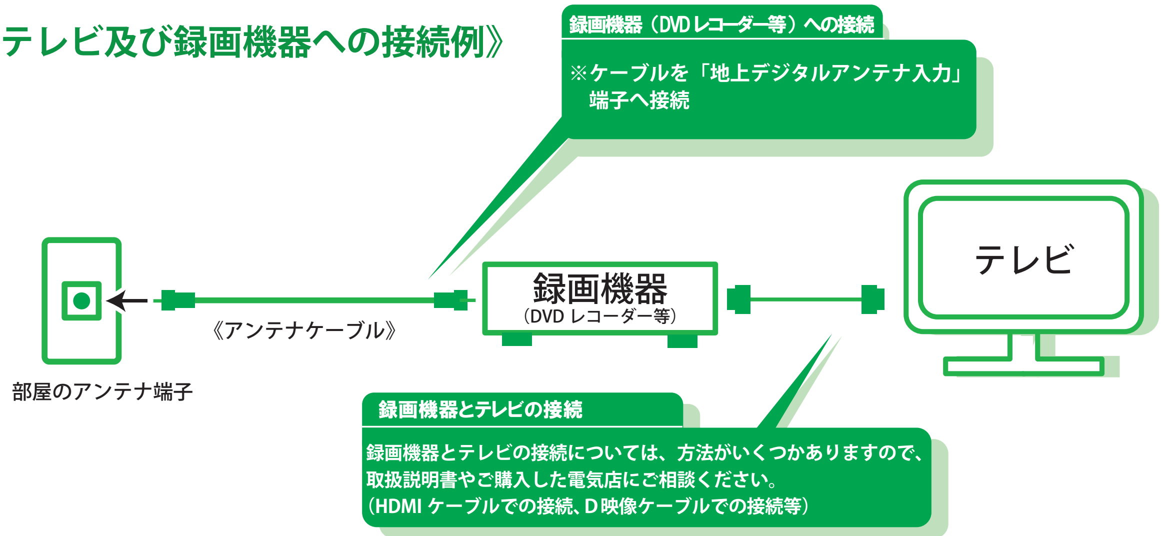

※上記の接続方法はあくまで一例です。
宅内環境やお持ちのテレビ・録画機器のメーカーや機種によって接続方法は異なりますので、取扱説明書をご覧いただくか、ご購入された電気店にご相談ください。

5．チャンネル設定

1．B-CAS カードをテレビ又は録画機器に挿入する。

2．地域設定をする。

3．「地上デジタル」の自動受信を選択する。

4．サーチ範囲を「全帯域」又は「全チャンネル」を選択する。

【チャンネル表】

放送局	チャンネル
南 日 本 放 送（MBC）	C14
鹿児島テレビ放送（KTS）	C15
鹿 児 島 放 送（KKB）	C16
鹿児島讀賣テレビ（KYT）	C17
N H K（総 合）	C18
N H K（E テレ）	C19

※上記で設定がうまくいかない場合は、チャンネルの個別設定をお願いします。
※上記の設定方法はあくまで一例です。お持ちのテレビのメーカーや機種によって設定方法は異なりますので、取扱説明書をご覧いただくか、ご購入された電気店にご相談ください。

６．故障かな？と思ったら

テレビが『映らなくなった』、『映りが悪くなった』場合、テレビ・録画機器について次の確認を行ってください。

◆電源コードは正常につながれているか。

◆テレビの電源スイッチが入っているか。

◆テレビ端子とテレビ・録画機器の接続配線が正常につながれているか。

◆B-CAS カードが正常に挿入されているか。

◆チャンネル設定が正しくされているか。

上記の確認をして問題がなければ、ご近所の受信状況の確認をお願いします。

（1）　ご近所では異常がない場合

宅内設備で異常が発生している可能性があります。

症状を確認したうえで電気店等にご相談してください。

（2）　ご近所でも同様の異常が発生している場合

受信点設備や幹線設備等で故障が発生している可能性がありますので下記までご連絡ください。

《連絡先》

鹿児島県住宅供給公社管理課　TEL099-226-7832

妙円寺団地販売事務所　TEL099-272-5648